

## 予防給付型通所サービス運営規程

### (事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人みどり会が開設する予防給付型通所サービス（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為の人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等（以下「通所介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者または総合事業対象者対し、適正な予防給付型通所サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第 2 条 事業所の通所介護員等は要支援者または総合事業対象者の心身の特性を踏まえ、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所において入浴、食事の提供、機能訓練等を行い、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の解消を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの繁密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

3 その他「和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の人員、設備及び運営並びに第 1 号介護予防支援事業の人員及び運営並びにこれらのサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」（平成 28 年規則第 95 号）を遵守する。

### (事業所の名称)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| (1) 名 称 | みどりケアステーション           |
| (2) 所在地 | 和歌山県和歌山市和佐中 2 1 3 - 1 |

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- |           |       |   |
|-----------|-------|---|
| (1) 管理者   | 1 名   | 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。                                      |
| (2) 生活相談員 | 2 名以上 | 生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申込みに係る調整、利用者の生活相談、レクリエーション等を通じての機能訓練等に従事する。 |
| (3) 看護職員  | 2 名以上 | 利用者の健康チェックや健康相談等に従事する。  |
| (4) 介護職員  | 6 名以上 |   |

利用者の介護等に従事する。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上  
心身の機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 2 利用者の食事提供に従事する者については、業務委託とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時45分までとする。  
(送迎時間を除く)。

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、40名とする。

(指定予防給付型通所サービス通所介護の内容)

第7条 指定予防給付型通所サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談
- (2) 機能訓練
- (3) 健康状態の確認
- (4) 送迎
- (5) 入浴サービス
- (6) 食事の提供
- (7) その他日常生活上の世話

(利用料等)

第8条 予防給付型通所サービスを提供した場合の利用額は、「和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第9条4号）」によるものとし、当該予防給付型通所サービスが法定代理受領サービス（現物給付）であるときは、介護保険負担割合証に記載のある負担割合に応じた額とし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。尚、和歌山市が定める基準（介護報酬告示）を、事業所の見やすい場所に提示する。

2 前項の額のほか、利用者より次の費用の支払いを受ける。

- (1) 食費 500円
- (2) おむつ代 テープ止めタイプ 130円 尿とり用パット 50円  
リハビリ用パンツ 180円
- (3) 散髪代 1000円

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

(1) 和歌山市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、事業所の各室及び設備等を利用するに当たっては、通所介護職員等の指示に従わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 通所介護職員等は、予防給付型通所サービスを実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 管理者は、消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 13 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、その各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢

者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、通所介護職員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年12回

2 職員は、業務上知り得た利用者又は家庭の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家庭の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人みどり会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成29年 4月 1日から変更実施する。
- この規程は、平成29年 6月 1日から変更実施する。
- この規程は、平成30年 3月 1日から変更実施する。
- この規程は、平成30年 6月 1日から変更実施する。
- この規程は、令和元年 6月 1日から変更実施する。
- この規程は、令和2年 1月 1日から変更実施する。
- この規程は、令和3年 4月 1日から変更実施する。
- この規程は、令和3年 6月 1日から変更実施する。
- この規程は、令和4年 6月 1日から変更実施する。
- この規程は、令和5年 9月 1日から変更実施する。
- この規程は、令和6年 4月 1日から変更実施する。